普及センターだより

くりはら

宮城県栗原農業改良普及センター

第124号



思いを形にあなたのチャレンジ支えます。 応援します。農業普及

〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 TEL 0228-22-9404(地域農業班) 0228-22-9437(先進技術班) FAX 0228-22-6144、5795

E-mail khnokai@pref.miyagi.jp URL:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-khsgsin-n/



もっと儲かる農業の実現に向けて

栗駒山の種まき坊主と駒形が、風にゆれる麓の早 苗を見守る季節になりました。

今号の普及センターだよりは、恒例により最終ページに全職員の顔写真を掲載しました。このメンバーで平成25年度は、「夢をかたちに栗原農業〜若者に魅力ある栗原農業を目指して〜」をスローガンに活動を展開しますので宜しくお願いします。今年度の主な活動概要は次のとおりです。

特に放射性セシウム(以下rCs)対策については、 平成24年に4品目の農産物から基準値超過が検出されたことから、25年は全ての農産物について基準値超過を出さないようrCs吸収抑制対策の徹底を図る、計画に基づいた農産物のモニタリング、ほ場でのrCs吸収抑制対策技術の確立・実証などを最優先課題として取り組むこととしています。

栗原の最も重要な農産物である米については, ひ とめぼれ偏重からつや姫, 萌えみのり, やまのしず くなど実需の多様なニーズに対応した品種構成への 誘導と鉄コーティング湛水直播や乾田直播など新た なコスト低減技術の普及定着を支援します。

園芸振興については、近年の気象変動で収量低下などが見られる、そらまめ、かぼちゃ、キャベツの収量・品質低下要因を解析し、開発されつつある対策技術を実証することによって産地としての生産力の向上を支援します。

また新しい取組として、これまで単発的に行ってきた講習会や研修会を経営者の方々が経営・技術のレベルに応じて自由に選択し計画的に受講できるよう体系的に組み替え、もっと(M)儲かる(M)農業(N)に役立てられるよう改め、MMN塾として始めることとしました。(詳細3ページに掲載)

今年度も普及センターの活動にご理解とご協力を 宜しくお願いします。

農業改良普及センター所長 及 川 惠 壽



No. 1 新たに経営を開始した新規就農者等の経営安定化を目指して

管内の新規就農者数は、平成20年度から平成24年度(11月まで)の5年間で66人となっています。

近年の傾向として,法人へ就農する新規就農者が 多くなってきている中,新規参入者及び親とは別部 門の経営形態での新規就農者も少なくありません。

こうした新規就農者は、農作物の栽培技術や農業 経営ノウハウ等に不安を感じている方も多く、農業 経営者として自立するために重点的に支援を行う必 要があると思われます。

そこで普及センターでは、「経営を開始した新規就農者等の経営安定化」と題して、果樹、施設野菜(いちご)、露地野菜、花きの部門で新たに経営を開始した認定就農者、青年就農給付金(経営開始型)受給者4名を重点指導対象とし、栽培技術や経営管理能力向上に向けてそれぞれの経営状況に応じた個別支援を行っていきます。

また、重点対象者への個別指導の他にも、新規就 農者、認定就農者等を対象に、「くりはらMMN塾」 の取組の一環として、経営の発展段階に応じた研修 機会を提供していきます。今年度は簿記記帳に主眼 を置いた研修を中心に、受講者が自身の経営の現状を正確に把握し、経営改善につなげていくための一助となるような講座を開催していく予定です。

平成24年度からは、国の「新規就農・経営継承総合支援事業」が開始され、この中で「青年就農給付金」(詳細4ページに掲載)が制度化されました。本制度を円滑に運用するためにも、就農前からの一貫した相談対応、経営開始計画作成、就農後の支援について、栗原市等関係機関と連携しながら行っていきます。



オリジナル栽培マニュアル作成支援

No. 2 気象変動に包けない栗原産土地利用野菜の生産カアップ

みやぎ園芸特産振興戦略プランにおいて栗原地域では、野菜13品目が重点振興品目に選定されており、きゅうり、そらまめ等主要品目についてJA栗っこを中心に生産振興が行われています。生産振興の一つとして、集落営農組織や女性農業者等にかぼちゃ、キャベツ、そらまめ等の土地利用型野菜の作付け誘導が進められています。

しかし,近年,夏の高温乾燥や冬の異常低温,春 先の低温少雨など気象変動が著しいことから,かぼ ちゃのウィルス病や,キャベツの高温障害,そらま



キャベツの展示ほ

めの乾燥害・土壌病害等が多発し、商品化率の低下を招いています。特にそらまめは、県内2位の産地ですが、生産者ごとの収量格差が大きく、気象変動がそれに輪をかけており、産地としての対策が急務になっています。

そこで、普及センターでは今年度、抑制かぼちゃのウィルス病、秋冬キャベツの苗質向上、そらまめの収量格差要因の解析について現地実証ほ等を拠点とし技術検討と対策に取り組んでまいります。



キャベツ定植

No. 3

「CL)はらMMN塾即舗」 (M: もっと、M: もうかる、N: 農業)

普及センターでは、平成25年度から栗原管内の農業者を対象に、技術力、経営力等の各種能力の向上を図り、収益の向上につなげる塾を開講します。

タイトルの「くりはらMMN塾」のMMNの最初のMは「もっと」、次のMが「儲かる」、最後のNが「農業」の各文字のローマ字から取ったものです。

MMN塾の内容については、これまで実施してきた技術、経営のレベルアップを図るための研修会、講習会の内容及び対象を整理するとともに、農業者の皆様が必要とする研修、講習を選択できるように体系的に構成しています。

塾は、普及センターが行う研修会、講習会を中心に、講習内容を年度当初から農業者の方々へ周知し、農業者の方が自ら習得したい内容を選択することにより、効果的に生産、経営の向上につなげるものです。

カリキュラムにつきましては、平成24年度から農業者、関係機関の方々から意見をいただきながら、 作成しました。

平成25年度のMMN塾のお奨めの三つのコースを

紹介します。一つ目は、「農業経営コース」の「農業簿記講座(基礎編)」と「パソコン農業簿記研修」です。このコースでは青色申告への対応、経営改善を目指すことができます。

二つ目は、「集落営農活性化コース」の「合意形成養成講座」と「組織活性化講座」です。このコースでは、法人化を視野に入れた集落ビジョンを作成する技術を学ぶことができます。

三つ目は、「自己管理・自己啓発コース」の「企画力養成講座」と「プレゼンテーション能力向上講座」です。このコースでは農業経営に必要な企画力、販売力等に必要な能力を学ぶことができます。紹介したコース以外に品目別のコースも設定していますので、ぜひ御参加下さい。

カリキュラムは、栗原市(総合支所含む)、農業委員会、JA栗っこ(支店含む)などの農業関係機関にパンフレットを配置する他、普及センターのホームページに掲示しますので、農業経営に必要なコース、講座を選んでお申し込み下さい。

No.4

遊休地を活用した地域特産物の生産と利活用 ~ 花山小豆畑地区~

栗原市花山の小豆畑地区は、栗駒山麓南東部の丘陵地にあり、戦後に開拓地として入植が進んだ地域です。近年は、住民の数が減って戸数も46戸となり、高齢化も進んできましたが、区長を中心にまとまりのある集落です。当地区では、かっては牧草地として利用されていた遊休農地が点在しているため、更なる集落の活性化を目指して、平成24年から遊休農地を活用した地域特産物づくりに取り組みました。

昨年は、共同農園できびを栽培しました。きびは65年前に初代開拓者の飢えを癒してくれた思い入れの深い作物であることから、住民総出では種や収穫・調製作業を行い、収穫祭や新年会できびもちを振る



きびのは種作業

舞い、懐かしい味を満喫しました。さらに今年の「花山鉄砲まつり」において、小豆畑コミュニティ協議会で出店、昨年収穫したきび(150g/袋,100袋)を販売し、好評を博しました。

今年は、共同農園において、新たにあわとエゴマを栽培する他、災害時の保存食となる乾燥野菜や漬物づくりにも取り組みます。これらは各家庭や地域の交流会において利用するだけでなく、直売所や地区内の宿泊施設などでの販売を目指しており、普及センターでは栽培、加工さらに販売まで支援していきます。



きびの販売



「青年就農給付金(準備型)・(経営開始型)」を ご紹介します

平成24年度から青年(45歳未満)の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、一定の要件を満たす方を対象として、国(農林水産省)から就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)に1人当たり年間150万円の青年就農給付金が給付される事業が始まっています。

昨年度、普及センターに相談があった事例を見ると、給付要件がわかりにくいとの声や要件 を満たせないケースがありました。そこで制度の概要についてQ&A形式で紹介します。

- Q:青年就農給付金はどういうものですか?
- A: 原則45歳未満で一定の要件を満たして就農する方に年間150万円の給付金を給付する制度です。
- Q:給付金には、準備型と経営開始型があると聞きましたが?
- A: 準備型は就農前の研修期間(最長2年間), 経営開始型は農業を 始めてから経営が安定するまで(最長5年間)です。
- Q:給付金を受ける場合にはどうすればいいですか?
- A:準備型の場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。



- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと。
- (3) 宮城県が認めた研修機関等(①宮城県農業大学校、②①以外の都道府県農業大学校、③宮城県知事から認定を受けた就農計画に基づいて行う先進農家・先進農業法人での研修)で、概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修を受け、国が定める研修計画を作成すること。
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業による給付等を受けていないこと。

経営開始型の場合は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられ、かつ以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 以下の要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ①農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
 - ②主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - ④給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ⑤給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
 - ※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。
- (3) 国が定めた経営開始計画を作成し、その計画が独立・自営就農して5年後までには農業で生計が成り立つ計画で、計画の達成が実現可能であると見込まれるもの。
- Q:夫婦揃って新規就農する場合はどうなりますか?
- A: 夫婦が共同で経営計画や役割分担等を決めて文書に残す「家族経営協定」を締結することにより、2人で1.5人分(年間225万円)の給付を受けることができます。
- Q:給付金の停止や返還が必要な場合があると聞きましたが?
- A:給付金を除いた所得が250万円以上の場合等は給付停止となります。また、給付対象者の要件を満たさなくなった場合や、適切な研修を行っていない場合及び農業経営を中止又は休止した場合等、一定の要件を満たさなくなった場合は停止や返還が必要となります。

がある。 宮城県農業・農村活性化 グループ等表彰にて 最優秀賞受賞!

平成24年度宮城県農業・農村活性化女性グループ等表彰で、栗原市花山地区の千葉優子さんが地域社会参画部門の最優秀賞に選ばれました。宮城県農業・農村活性化女性グループ等表彰は、農村女性の活動を応援する宮城県独自の表彰事業で、毎年個人とグループを交互に表彰しています。平成24年度は個人が対象で、平成25年2月5日に開催された「2013農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会」において表彰式が行われました。

千葉さんは、花山生活改善クラブ協議会会長として、農家生活をより 良くするための活動を実践する一方で、行政区長や民生児童委員を務め、 地域コミュニティの充実を図ってきました。また、栗原市初の女性農業 委員の一人として市の農業振興に尽力されています。このほか、グリー ンツーリズムの活動にも積極的に取り組み、こんにゃく加工やそば打ち の体験受け入れを行っています。

このたびの受賞は、女性が地域の核となり、農家生活の良さを生かして都市・農村交流に取り組みながら、地域活性化を図っている活動が評価されました。今後さらに、地域住民が楽しく暮らせる地域づくりや、交流活動をとおして農村の良さを発信していく活動の拡がりが期待されます。



土地利用型野菜の作付け拡大に向けた研修会を開催しました

集落営農組織などの経営体質強化を図るため、土地利用型園芸作物の新規導入に向けて、平成25年3月6日(水)にエポカ21(栗原市志波姫)において研修会を開催しました。

はじめに、6次産業化プランナーとして活躍されている中小企業診断士の本田茂氏から、「土地利用型園芸作物を活用した経営体力アップに向けて」と題して、園芸作物の流通状況や、主な品目の用途と需要の実態、県内の経営体での導入事例と6次産業化の取り組み状況などについて講演をいただきました。



研修会の様子

普及センターから「栗原地域におけるキャベツの作型拡大の取組」と題して、栗駒耕英地区、志波姫地区及び高清水地区で取り組んだ各作型に関する実証ほの調査成績等を報告しました。参加した生産者からは、「キャベツの冬場の出荷にぜひ取り組みたいので、作型の安定化や、低温貯蔵技術などを確立してほしい。」などの要望が寄せられました。

普及センターでは、2年間取り組んできた実証ほの結果を掲載した「栗原地域におけるキャベツ栽培の手引き」を作成、指導機関、生産者等へ配布し、安定生産へ向けた支援を継続していきます。



中小企業診断士本田氏の講演の様子

(平成25年5月1日現在) には、現代の一般の一般の

芹者 医飯

〈主な職務〉

は行

卧2. (新羅)

th ch ch 在夕木

農業普及指導專門監

部長 新栗原農業改良普及センター所長

出意

₽# | |-

松及

まは

は素

強い

技術副参事兼次長 (総括担当) 【花き】

技術次長 (総括担当) [作物]

5 th

(地域調整班)

◇経営所得安定対策

TEL 0228-22-2268 FAX 0228-22-5795

◇農業振興地域整備

◇農地法

◇アグリビジネス関連事業 ○農業金融

◇エコファーマー農産物県認定制度 ◇土壌汚染対策

とちぎじゅんいちろう栃木順一郎

十二

〉地域営農システムの確立支援 >多様な担い手の確保育成 ◇地域農業振興計画の推進 ◇経営所得安定対策 【おばに詳明 次長 (班長) まので5でつか 小野寺哲也

はなる。 上二 ででいる。

がいる。

登録する

京 京 京

apt 9 浅野

技術次長(副班長)[作物]

技術次長 (班長) 兼地方振興部企画員 【果樹】 カたなべ、まさぶみ 渡邊 真文

技術主幹 [畜産]



◇主要農作物の種子生産

〉農業労働改善 ○農業制度資金

(先進技術班)

○生産技術改善 ○農業経営改善





主任主査

◇農薬安全指導 ◇環境に配慮した農業の普及

たからみ数文文

₩₩

【野菜・経営】 こまつ ともこ 小松 知子

acoop 爾約

「果樹」 うえの よ 一上野

主任主査

臨時職員

技師

臨時職員

[果樹・経営] たかだ ちほる 高田 千春

H |

atato 両 河 河

【花き】 **まもと ひろ み 山本 略未

とし^え 寿枝

at CZ 在 放

恵子を ままま

上壌分析パー

技術主幹

技術次長 (班長)

技術次長 (副班長) [野菜・森色] た なか まさらし

[作物]

[野菜]

Eduta 高橋ひろみ

作業中の事故に注意しまし 農薬散布作業中,

TEL 0228-22-9437 FAX 0228-22-6144